

第 3 号議案

令和6年度 事業計画（案）

公益事業を行う一般社団法人北九州市食品衛生協会は、これまで実施してきた食中毒予防事業に加えて「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の普及活動」「食の安心・安全・五つ星事業」「手洗いマイスターの養成」などの事業を実施して参りましたが、食品衛生法改正に伴うHACCPに沿った衛生管理の義務化が令和3年6月より施行されました。これに伴い、益々会員等事業者への普及啓発における食品衛生協会の果たすべき役割が重要となってきました。

また令和3年度から営業許可制度が改正されることにより許可業種の見直しがされました。これにより会員の減少、将来的な財政基盤の強化に向けての検討が急務となっており、新規会員の加入促進のためにも、共済事業に力を入れていきたいと思っております。

主な収益事業のひとつである食品衛生責任者養成講習会につきましては、定員数をコロナ以前の人数に近づけつつ、開催。並行して「eラーニング手法による食品衛生責任者養成講習会」の実施により受講者の便宜を図っていきたくと考えております。

その他、北九州市食品衛生協会は、会員の皆様への食品事故や各種賠償事故を補償するため、一層「あんしんフード君」・「食品営業賠償共済」への加入を勧め、普及に努めて参ります。

1 食品衛生推進事業（人材育成及び指導員による指導事業）

【継1事業】

1) 食品衛生指導員による巡回指導事業

【継1事業】

（公社）日本食品衛生協会が掲げた令和5年度の全国統一重点指導項目を基本として、巡回指導を行うと共に、従来からの食中毒発生防止の指導、手洗いマイスターによる手洗い教室の実施、ノロウイルスによる食中毒事故防止等についての活動を強化します。

2) 「食の安心・安全・五つ星事業」の推進

【継1事業】

当協会の会員である食品等事業者が、安心で安全な食品を消費者の皆さまに提供するために、日々行っている食品衛生管理項目についての実施状況をパネルに表示して店頭掲示します。

このパネルを見ることにより、消費者の皆様が安心と安全を確認できるため、利用する飲食店や食品販売店のお店選びの一助となれるよう取り組んで参ります。

五つ星事業とは、判定指導員が下記の衛生管理項目の実施状況を判定し、確実に完了を確認したらパネルに五つの☆シールを貼り、「五つ星認定店」としてパネルを掲示する事業です。

現在、当協会では、33施設で五つ星事業に取り組んでいます。HACCPに沿った衛生管理の義務化に向けて、まずは五つ星事業を開始し、管理記録の記載から取り組むことが有効です。北九州市民に「食の安心・安全」を提供するため、食品衛生指導員の巡

回指導活動を通して、五つ星事業の推進に努めて参ります。

五つ星の食品衛生管理項目

- ① 従事者の健康管理：健康診断と検便検査を実施しているか。
- ② 食品衛生管理記録：日々の食品衛生の管理状況を記録しているか。
- ③ 講習会の受講伝達：食品衛生の関する講習会を受講し、年2回以上の従業員への衛生教育を行っているか
- ④ 衛生害虫駆除対策：ネズミやゴキブリ等の衛生害虫駆除を、年に2回以上実施しているか。
- ⑤ 食品賠償保険加入：万が一の食中毒事故等に対応するために、賠償責任保険に加入しているか。

3) 令和6年度 全国統一重点指導目標

【継1事業】

(公社)日本食品衛生協会は、本年度の全国統一重点指導目標として『HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の定着と振り返り～食の安心・安全・五つ星でバッチリ～』としました。

昨年度同様、食品衛生指導員の巡回指導にあたっては、必ずHACCPチラシを配布し、推進するよう求めて参ります。

※ 重点指導項目：『HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の定着と振り返り』

食品の安全性の更なる向上を目的に、全ての食品等事業者を対象とし、HACCPによる衛生管理の導入が義務化されました。

厚生労働省は、小規模事業者のHACCP導入については、事業者団体が作成した「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」を満たすことで、実施することを認め、(公社)日本食品衛生協会は、テキスト『はじめよう HACCP～HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書』を作成、それに基づいた「衛生管理計画・記録簿」を作成しました。現在、この手引書に従った衛生管理の実施方法についてのオンライン講習会や研修で普及を図っています。

当協会も引き続き、更に強化して「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」を推進することとします。

4) 簡易検査機器を用いた衛生指導事業

【継1事業】

施設設備については「ルミテスター」を使用して、ATP拭き取り検査を実施します。

また、「手洗いチェッカー」を活用して、営業者や一般市民に対する手洗い教室を実施します。

5) 食品衛生責任者養成講習会による人材育成事業

【継1事業】

「北九州市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例」で定められている「食品衛生責任者」を養成するための資格取得講習会を開催しています。

行政の支援を得て、市内7支所で合計13回、食品衛生責任者養成講習会を開催し、約720名の受講者を予定しています。また一昨年度から実施している「eラーニング手

法による食品衛生責任者養成講習会」については、実績を踏まえて、35名/月を予定しています。

6) 食品衛生指導員研修会による人材育成事業

【継1事業】

食品衛生指導員の活動を充実・活発化させ、かつ、新しい知識情報を習得して巡回指導等の事業に臨むことができるよう指導員研修会を開催し指導力の向上に努めます。また、保健所の食品衛生監視員の施設調査に同行させていただき、現地指導の実施方法を学ばせていただきます。

7) 食品衛生指導員養成講習会の実施

【継1事業】

近年、食品衛生指導員の高齢化により活動力が減退しています。委嘱指導員の若返りと新しい発想での活動の発展を期するため、今年度も食品衛生指導員養成講習会を開催し、新指導員を養成します。

8) 調理師試験、ふぐ処理師の受験者に対する人材育成事業

【継1事業】

調理師試験の受験者を支援するために、職業訓練法人北九州地区職業訓練協会と共催し、試験準備講習会を実施します。

また、会員の利便を図るため（公社）福岡県食品衛生協会が実施するふぐ処理師試験準備講習会の受講申し込みの斡旋業務を実施します。

2 食品衛生思想の普及啓発事業

【継2事業】

1) 食品衛生モニター事業

【継2事業】

食品衛生協会活動に関心のある市民を対象として、食品衛生モニターに委嘱します。食品衛生モニターは、講習会受講によって食品衛生知識の向上を図り、更に、周囲の方へ知識の普及を行います。

具体的には、北九州市との共催事業である市民対象の食品衛生講習会・街頭啓発、冬期のノロウイルス食中毒予防講習会及び、北九州市主催の食品安全シンポジウムへの参加、また、当協会が発行している「食協ニュース」の配布等を行います。

2) 「食品衛生月間」の事業

【継2事業】

8月の初日を「食品衛生の日」と定め、全国一斉食品衛生月間中活動に呼応して、北九州市との共催事業として、講習会及び市民啓発事業を実施します。具体的には市内7区にある7支所にて講習会や街頭啓発事業を実施し、直面する衛生上の問題点等について正しい知識の普及啓発を図り、食中毒等の事故防止に役立てます。

街頭啓発事業では、食中毒予防スローガンを印刷したウェットティッシュやチラシ等を消費者へ配布し、食中毒に気を付けるように喚起します。

3) ノロウイルス食中毒・感染症予防事業

【継2事業】

平成25年度からノロウイルスによる食中毒・感染症予防のため、
例年、11月～1月を予防事業強化期間と定めて講習会や手洗い指導に取り組んでいます。

食品衛生月間事業と同様、北九州市との共催で、講習会、手洗い指導などにも取り組みます。

4) 行政・保健所と一体となった食品衛生普及事業

【継2事業】

全国一斉に行政が取り組んでいる夏季食品一斉取締事業、年末食品一斉取締事業の期間中、保健所監視員が施設調査をする際、当協会の指導員も同行し、共に食品衛生普及事業に取り組みます。

また、保健所の食品衛生監視員が行う営業許可更新施設調査に同行させていただき、食品衛生指導力の向上に努めて参ります。

5) 食品衛生情報発信事業

【継2事業】

食品衛生に関する最新情報の提供や当協会活動のPRのため、当協会のホームページにての発信や北九食協ニュースの発行により食品関係事業者、一般消費者を対象とした啓発に取り組みます。

また、(公社)日本食品衛生協会や厚生労働省から提供されるHACCP普及チラシなどを配布します。

3 食品衛生功労者及び食品衛生優良施設等表彰事業

【継3事業】

会員・非会員を問わず、永年、食品衛生の向上に貢献した人や食品衛生上の優良施設を表彰し、顕彰するために表彰大会を開催します。

大会では、北九州市長、保健福祉局長、保健所長、(一社)北九州市食品衛生協会会長等から表彰状の授与を行います。また、厚生労働大臣、厚生労働省医薬・生活衛生局長、(公社)日本食品衛生協会会長及び理事長から表彰された方々を紹介し、併せて顕彰することにより、今後の食品衛生向上の励みとなり、他の営業者への衛生向上意識の高揚を目指します。

4 その他の事業

1) 食品営業賠償共済等に関する事業

【収益事業】

提供した食品による食中毒の発生や施設内で身体的な危害が発生した場合、営業者は損害賠償義務を負います。(公社)日本食品衛生協会の安価な掛金で大きな補償を可能とする下記の共済保険について勧誘に努めて参ります。

- ① 総合食品賠償共済 (あんしんフード君、スーパーあんしんフード君)
- ② 食品営業賠償共済
- ③ 火災共済
- ④ 食協生命共済保険
- ⑤ 団体傷害保険

2) 福岡県証紙斡旋事業

【収益事業】

保健所、各区役所で受け付けている各種免許申請等の手続きにおいて、福岡県証紙を必要とするものがあり、これらの手続きの利便性を図るため、引き続き各支所で福岡県領収証紙の取扱いを行います。

3) 月刊誌「食と健康」購読の拡大事業

【その他の事業】

月刊誌「食と健康」は、(公社)日本食品衛生協会が発行している月刊誌で、食品衛生について新しい知識・情報が満載されており、食品衛生の向上に有意義な情報誌です。

各支所、協会役員の購読はもちろんのこと、多くの営業者にも購読を勧め、食品衛生思想の向上を図ります。